

【導入講義】

会社法・商業登記法の1回目の講義前または2回目の講義前に、必ず以下の導入講義をご覧ください。以下の導入講義をご覧いただいている前提で講義が進みます。

リアリスティック一発合格松本基礎講座ガイドンス

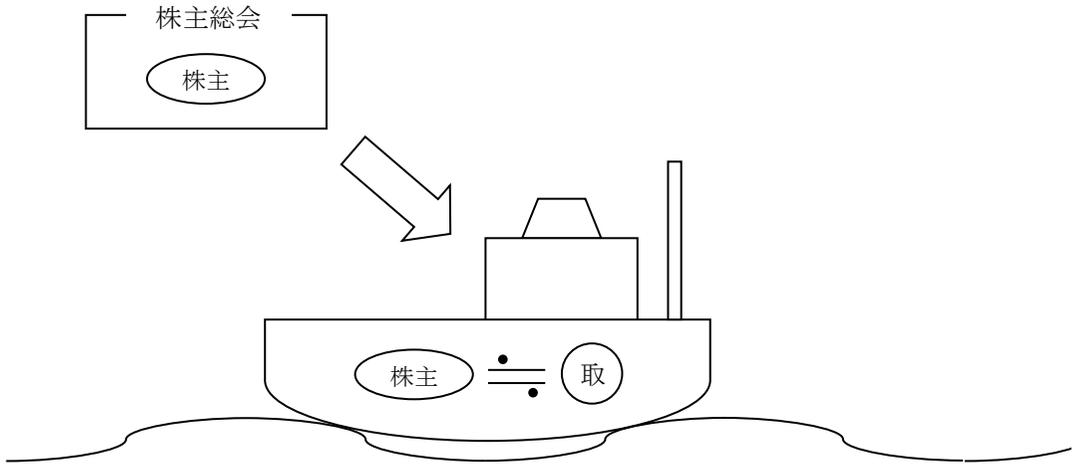
第8弾 リアリスティック導入講義 会社法・商業登記法の全体像

※視聴方法

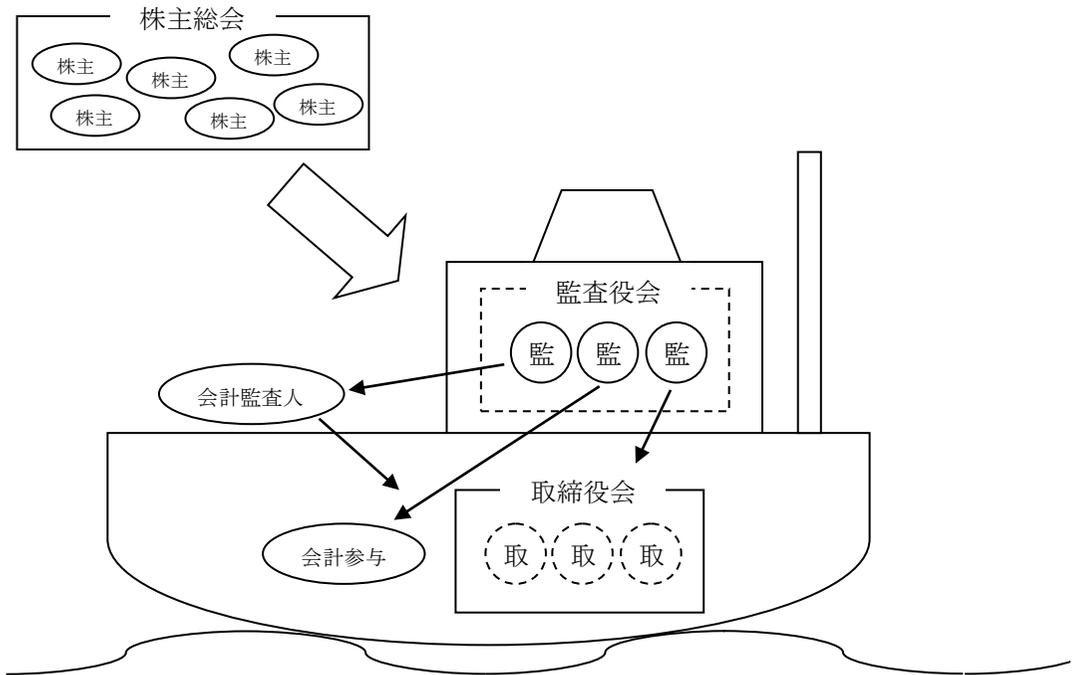
- ・司法書士試験超短期合格法研究ブログ／松本の無料動画

https://sihousyosisikenn.jp/shihousyoshishikenn_muryoudouga

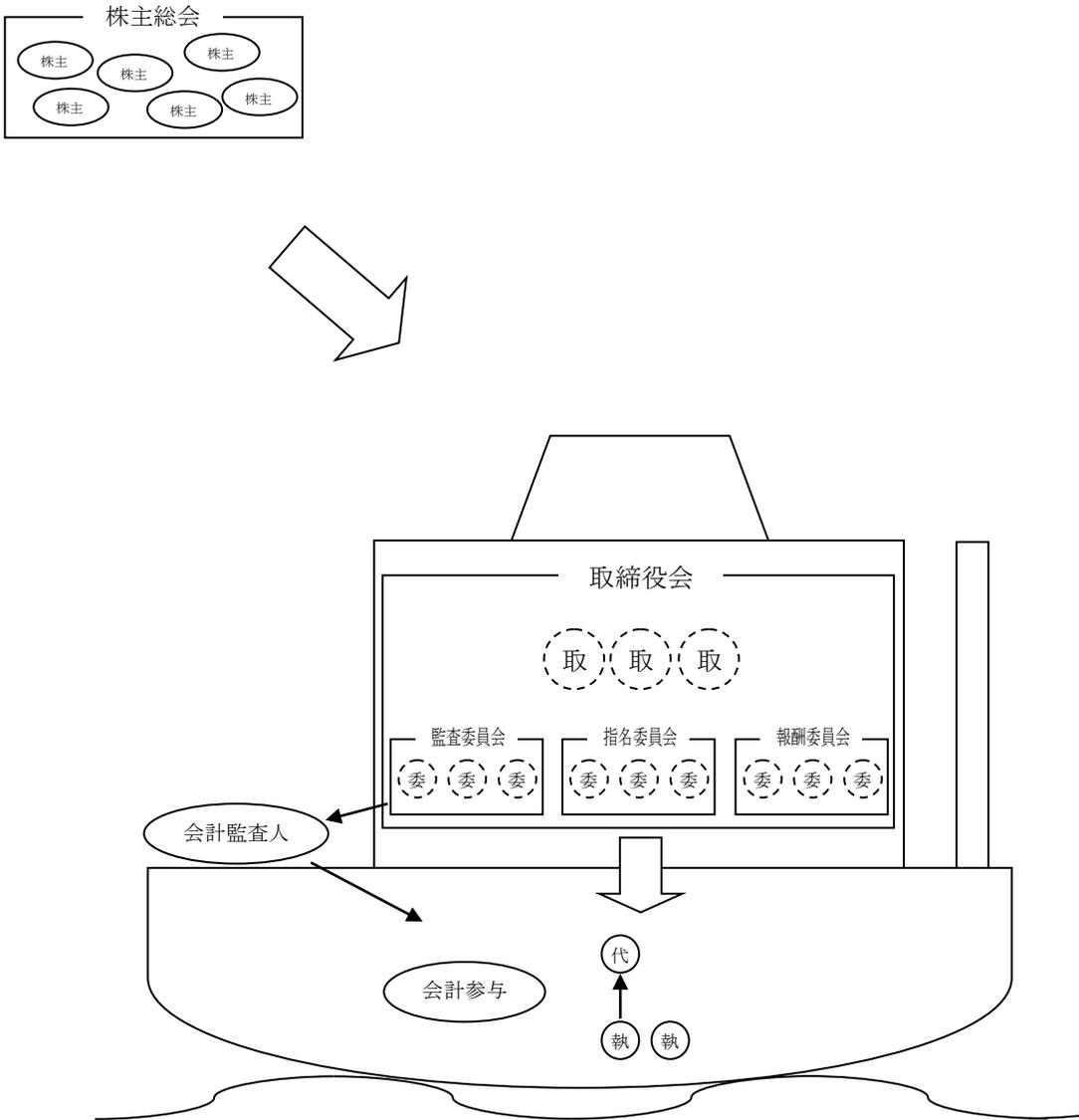
【中小企業の機関のイメージ】



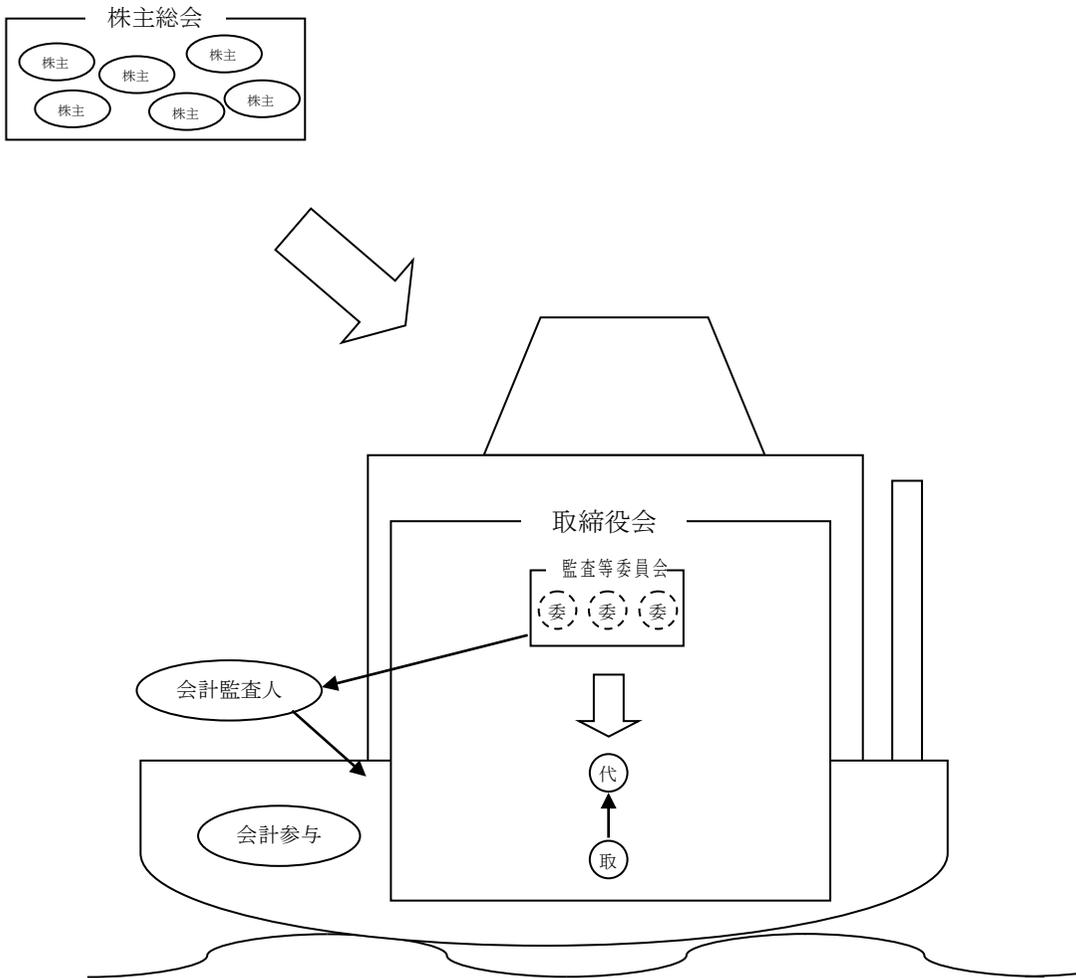
【上場企業の機関のイメージ】



【指名委員会等設置会社の機関のイメージ】



【監査等委員会設置会社の機関のイメージ】



【中小企業の登記記録】

履 歴 事 項 全 部 証 明 書

横浜市
株式会社

| | |
|----------------------|--|
| 会社法人等番号 | |
| 商 号 | 株式会社 |
| 本 店 | 横浜市 |
| 公告をする方法 | 官報に掲載してする。 |
| 会社成立の年月日 | 平成 25 年 2 月 5 日 |
| 目的 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 講師の委託業務 2. 講師のスケジュール管理及びマネジメント 3. 講演 4. コンサルタント業務 5. 書籍の執筆, 監修及び校正 6. 教材作成, 監修, 校正及びその委託業務 7. 前各号に附帯する一切の業務 |
| 発行可能株式総数 | 3000 株 |
| 発行済株式の総数 並びに種類及び数 | 発行済株式の総数 300 株 |
| 資本金の額 | 金 300 万円 |
| 株式の譲渡制限に 関する規定 | 当会社の株式を譲渡によって取得するには, 株主総会の承認を受けなければ ならない。 |
| 役員に関する事項 | 取締役 松 本 雅 典 横浜市 代表取締役 松 本 雅 典 |
| 登記記録に関する 事項 | 設立 平成 25 年 2 月 5 日登記 |

【株式会社の登記事項】

株式会社の登記事項は、会社法 911 条 3 項などに規定されています。以下の登記記録に、記述で問われる登記事項を記載します。以下のすべての事項が登記されることはあり得ず、他の登記事項との整合性がないもので、実際には存在しない登記記録です。

なぜこのような登記記録を示しているかという点、本試験までに、何が登記事項かは 0.1 秒考えることなく判断できるようになる必要があるからです。何が登記事項かは、択一を解く前提となります。また、記述では、たとえば、定款が何ページにもわたって示され、その定款から登記事項を答案用紙に写す問題が出ることがあります。その対策として、以下の登記事項を全部言えるようにする必要はありませんが、「これは登記事項か?」と聞かれて、「Yes」か「No」かは答えられるようにしてください。

「そんなこと、できるようになるの?」と思われたかもしれませんが。しかし、本試験までに徐々にできるようになれば OK です。『これは登記事項か?』と聞かれて、『Yes』か『No』かは答えられるようにならないといけない」と最初から意識して、テキストを読んだり問題を解いたりしていると、本試験当日には自然とできるようになっています。

| | |
|---------------------------|--|
| 会社法人等番号 | 1111-11-111111 |
| 商号 | リアリスティックジャパン株式会社 |
| 商号譲渡人の債務に関する免責 | 当社は平成 30 年 10 月 1 日商号の譲渡を受けたが、譲渡会社である株式会社辰巳商事の債務については責に任じない。 |
| 本店 | 東京都新宿区新宿一丁目 1 番 1 号 |
| 公告をする方法 | 官報に掲載してする。 |
| | 日本新聞に掲載してする。 |
| | 電子公告の方法により行う。 https://www.realistic.co.jp/koukoku/index.html 当社の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載してする。 貸借対照表の公告 https://www.realistic.co.jp/kessan/index.html |
| 貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項 | https://www.realistic.co.jp/kessan/index.html |
| 会社成立の年月日 | 平成 25 年 2 月 5 日 |

| | |
|---------------------------|--|
| 目的 | 1. スマートフォンアプリの開発 2. 前各号に附帯する一切の業務 |
| 単元株式数 | 100 株 |
| 発行可能株式総数 | 3000 株 |
| 発行済株式の総数並びに種類及び数 | 発行済株式の総数 300 株 各種の株式の数 普通株式 200 株 優先株式 100 株 |
| 資本金の額 | 金 300 万円 |
| 発行する株式の内容 | 当社は、当社が別に定める日が到来したときに、当社の株式を時価で取得することができる。 「時価」とは、当該取得請求日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における毎日の終値の平均値をいう。 |
| 発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容 | 普通株式 2000 株 優先株式 1000 株 剰余金の配当については、優先株式を有する株主に対し、普通株式を有する株主に先立ち、1 株について 100 円の剰余金を支払う。 |
| 株式の譲渡制限に関する規定 | 当社の株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。 |
| 株券を発行する旨の定め | 当社の株式については、株券を発行する。 |
| 株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所 | 東京都千代田区千代田一丁目 1 番 1 号 A 信託銀行株式会社本店 |
| 役員に関する事項 | 取締役 A |
| | 取締役 B (社外取締役) |
| | 取締役・監査等 C 委員 |

| | |
|-----------------------------|--|
| | 東京都新宿区新宿一丁目2番2号 代表取締役 A 会計参与 D税理士法人 (書類等備置場所) 東京都新宿区高田馬場二丁目2番2号 監査役 E 監査役 F (社外監査役) 監査役の範囲を会計に関するものに限定する旨の定めがある 特別取締役 G 指名委員 H 監査委員 I 報酬委員 J 執行役 K 東京都新宿区新宿一丁目2番2号 代表執行役 K 会計監査人 L監査法人 清算人 A 東京都新宿区新宿一丁目2番2号 代表清算人 A |
| 取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定 | 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役、監査役のうち同法第423条第1項の責任を法令の限度において免除することができる。 |
| 非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定 | 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)または監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする |
| 支配人に関する事項 | 東京都新宿区新宿一丁目2番2号 M 営業所 東京都新宿区新宿一丁目1番1号 |
| 支店 | 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町一丁目1番地1 |
| 新株予約権 | 第1回新株予約権 新株予約権の数 100個 |

| | |
|----------------|--|
| | <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</p> <p>普通株式 1000株</p> <p>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込みを要しないとする旨</p> <p>無償</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法</p> <p>10万円</p> <p>金銭以外の財産を各新株予約権の行使に際して出資する旨並びに内容及び価額</p> <p>証券取引所に上場されている有価証券であって、当該証券取引所の開設する市場における当該新株予約権の行使の前日の最終価格により算定して10万円に相当するもの</p> <p>新株予約権を行使することができる期間</p> <p>平成34年4月1日から平成34年9月30日まで</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>新株予約権を行使する新株予約権者は、当社の役員等でなければならない。一旦退任した場合には、再度就任するか否かを問わず、一切新株予約権の行使をすることはできない。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p> <p>当社は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>平成32年6月28日発行 平成32年7月3日登記</p> |
| 会社継続 | 平成32年6月28日会社継続 |
| 吸収合併 | <p>平成32年6月28日神奈川県横浜市中区羽衣一丁目1番1号株式会社辰巳商事を合併</p> <p>平成32年7月3日登記</p> |
| 会社分割 | <p>平成32年6月28日神奈川県横浜市中区羽衣一丁目1番1号株式会社辰巳商事から分割</p> <p>平成32年7月3日登記</p> |
| | <p>平成32年6月28日東京都千代田区千代田二丁目2番2号株式会社L T Iに分割</p> <p>平成32年7月3日登記</p> |
| 存続期間 | 会社成立の日から満30年 |
| 解散の事由 | 当社は、群馬県利根郡中岡村に建設中の群馬ダムが竣工したときは解散する |
| 取締役会設置会社に関する事項 | 取締役会設置会社 |

| | |
|--------------------------|---|
| 会計参与設置会社に関する事項 | 会計参与設置会社 |
| 監査役設置会社に関する事項 | 監査役設置会社 |
| 監査役会設置会社に関する事項 | 監査役会設置会社 |
| 特別取締役に関する事項 | 特別取締役による議決の定めがある |
| 監査等委員会設置会社に関する事項 | 監査等委員会設置会社 |
| 重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する事項 | 重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある |
| 指名委員会等設置会社に関する事項 | 指名委員会等設置会社 |
| 会計監査人設置会社に関する事項 | 会計監査人設置会社 |
| 清算人会設置会社に関する事項 | 清算人会設置会社 |
| 解 散 | 平成 32 年 6 月 28 日株主総会の決議により解散 平成 32 年 7 月 3 日登記 |
| | 平成 32 年 6 月 28 日存続期間の満了により解散 平成 32 年 7 月 3 日登記 |
| | 平成 32 年 6 月 28 日定款所定の解散事由の発生により解散 平成 32 年 7 月 3 日登記 |
| 登記記録に関する事項 | 設立 平成 25 年 2 月 5 日登記 |
| | 平成 32 年 6 月 28 日リアリスティックジャパン合同会社を組織変更し設立 平成 32 年 7 月 3 日登記 |

| | |
|--|--|
| | <p>平成32年6月28日東京都新宿区新宿一丁目1番1号リアリスティックジャパン合同会社に組織変更し解散</p> <p style="text-align: right;">平成32年7月3日登記 平成32年7月3日閉鎖</p> |
| | <p>平成32年6月28日東京都千代田区千代田二丁目2番2号株式会社LTIに合併し解散</p> <p style="text-align: right;">平成32年7月3日登記 平成32年7月3日閉鎖</p> |
| | <p>神奈川県横浜市中区羽衣一丁目1番1号株式会社辰巳商事および神奈川県横浜市中区羽衣二丁目2番2号株式会社辰巳サービスの合併により設立</p> <p style="text-align: right;">平成32年7月3日登記</p> |
| | <p>平成32年6月28日リアリスティックジャパン有限会社を商号変更し、移行したことにより設立</p> <p style="text-align: right;">平成32年6月28日登記</p> |
| | <p>平成32年6月28日東京都新宿区新宿一丁目1番1号リアリスティックジャパン株式会社を商号変更し、移行したことにより解散</p> <p style="text-align: right;">平成32年6月28日登記</p> |
| | <p>平成32年6月28日東京都千代田区千代田二丁目2番2号に本店移転</p> <p style="text-align: right;">平成32年7月3日登記</p> |
| | <p>平成32年6月28日神奈川県横浜市中区羽衣一丁目1番1号から本店移転</p> <p style="text-align: right;">平成32年7月3日登記</p> |